

【令和3年10月1日以降の申請】
(第一種・第二種共通)電気工事士免状の再交付を申請される方へ

1 申請に必要な書類

提出書類		数量
ア	電気工事士免状再交付申請書	1
イ	鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え ※右端の「納税証明書<納付済証>」の部分 を申請書の裏面に貼り付けてください。(詳細は下記2を参照)	2,700円
ウ	写真(4cm×3cm) ※裏面に氏名を記入すること	2
エ	免状を汚したこと、または免状が損傷したことを理由として再交付を申請する場合は、その免状を返納してください。 また、免状を紛失したことを理由とする申請をされた場合において、後日、紛失した免状が発見されたときも、その免状を返納してください。	1
オ	返信用封筒(定型) ※送付先の住所氏名を記入。切手は不要	1

2 手数料 (鳥取県が発行する納付書で納付してください。)

○納付書の入手に当たっては、下記の設置場所にて納付書を手取るか又は県からの郵送を希望する場合は、県ホームページ「第一種・第二種電気工事士免状の交付等の申請について」からダウンロードした「納付書送付依頼書」に所定事項を御記入の上、**県消防防災課にファクシミリ又はメール送信**ください。(折り返し郵送します。)

【納付書の設置場所】

(1) 鳥取県電気工事業工業組合各支部

- ・鳥取支部：鳥取市田島648 タナカビル1階 (電話0857-26-1569)
- ・倉吉支部：倉吉市駄経寺町二丁目60-4 (電話0858-23-1436)
- ・米子支部：米子市旗ヶ崎2120 (電話0859-22-7014)

(2) 鳥取県危機管理局消防防災課

鳥取市東町一丁目271 鳥取県第二庁舎3階 (電話0857-26-7063)

○県ホームページ「第一種・第二種電気工事士免状の交付等の申請について」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払ってください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書<納付済証>」をハサミなどで切り取って申請書の裏面に貼り付けて**ください。(控えにはミシン目は入っていません。)

<注意事項>

- ・その年度に発行された納付書はその年度内(3月31日まで)しか使用できません。**4月1日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。
- ・県収入証紙は令和3年9月30日に廃止となりますが、令和4年3月31日までに下記申請先に提出するか、郵送の場合は同日までの消印となる申請には県収入証紙を使用できます。
- ・使用予定がない県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

(アドレス) <https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm> (電話) 0857-26-7437

3 申請方法

申請に必要な書類を、次の申請先に送付又は持参してください。なお、送付される場合には、配達の状態を確認できるよう、簡易書留や配達記録付きなどの方法を利用されることをお勧めします。

鳥取県電気工事業工業組合

〒680-0804

鳥取市田島648番地（タナカビル1階）

電話 0857-24-9213

様式第4（電気工事士法施行規則 第8条関係）

※再交付申請用（2,700円）の納付書控え右端の「納税証明書<納付済証>」を裏面に貼り付けてください。

電気工事士免状再交付申請書	
年 月 日	
鳥 取 県 知 事 様	
申請者 住 所 （〒 - ）	
フリガナ	
氏 名	
生年月日 （平成・昭和） 年 月 日生	
連絡先 電話番号	
電気工事士法施行令第4条第1項の規定により電気工事士免状の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
◎電気工事士免状の種類	第一種電気工事士免状 第二種電気工事士免状
免状の交付番号	<small>都道府県</small> 第 号
免状の交付年月日	年 月 日
◎再交付を受ける理由 (該当する理由を○で囲む。)	1 免状を汚した。
	2 免状を損じた。
	3 免状を失った。
※受付欄	※経過欄

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ◎印欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。
- 4 汚し、又は損じた免状は、この申請書に添えて返納すること。
- 5 この申請書には、写真(この申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入すること。)2枚を添付すること。
- 6 失った免状を発見したときは、返納すること。